

(一) 要

綱

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 社会福祉事業法施行令の一部改正（第一条関係）

一 政令の題名を「社会福祉法施行令」に改めること。

二 収益事業の収益を充てることができる公益事業を定めること。

三 運営適正化委員会の委員の定数及び選任等を定めること。

四 配分委員会の委員の任期等を定めること。

第二 身体障害者福祉法施行令の一部改正（第二条関係）

市町村が支弁する身体障害者更生援護施設及び養護施設の設置に係る費用のうち、都道府県及び国がその費用の一部を負担しない施設を定めること。

第三 知的障害者福祉法施行令の一部改正（第三条関係）

一 市町村が支弁する知的障害者援護施設の設置に係る費用のうち、都道府県及び国がその費用の一部を負担しない施設を定めること。

二 知的障害者デイサービスセンター等における便宜の供与に関する措置の基準を定めること。

第四 その他

一 第一から第三までに掲げる事項のほか、関係政令について所要の規定の整備等を行うこと。

二 この政令は、公布の日から施行すること。